

広報かいたこの5 63年

昭和63年5月10日 通巻299号 毎月10日発行 編集と発行・交野市役所総務部

市民憲章

交野は、古くから多くの人々に愛されてきました。私たちは、このまちの良さをいかしつつ、さらによりよい交野を求めて、ここに市民憲章を定めます。

(自然と・文化と・人と)



磐船地峡・鮎返しの滝

画・私部6丁目 橘内絹子

交野市個人情報保護条例

人権尊重のまちづくり	2 ~ 4
軽減税率の引き下げや創設など	
地方税法(市税条例)を改正	5
第2 京阪道路	
取り組みの経過と現状を報告	6 · 7
保険・年金、身近な環境を見直そう	8 · 9
スナップ	
花吹雪の妙見川原、里山動物調査など	10 · 11
テレホンサービス市の行事予定電話で聞ける	

健康は自分で管理

肺ガン検診・総合健診・子宮ガン検診・日本脳炎の予防接種・胃の検診・1歳6ヶ月児健診など	12~14
福祉	15 · 16
市民農園、中小企業へ資金貸付、高齢者住宅整備資金など	17

講座・教室生・大会——参加者募集

野外活動センター、ふるさと講座、インディアカ教室、卓球大会	18 · 19
一般開放の中止日	19
交野の歴史——考古編⑪	
交野の石塔と供養の碑	奈良大学文化財学科教授 水野 正好 20
図書室だより	21
みんなのひろば	
会員募集、大会結果、催し、声	22 · 23
相談室、夜間休日診療、粗大・不燃物ごみ、表紙文	24

交野市個人情報保護条例

人権尊重のまちづくり

電算処理だけでなく手作業による情報も対象にプライバシーを保護

わたしたちの周りには、あらゆる情報がはんらんしておなり、個人が必要とする情報がすぐに手にはいるという便利な社会になっています。

反面、知られたくないものまで、個人の意思に反して収集され、情報として流れてしまう危険な社会となっています。

市では、このような社会環境から、市民の基本的人権を守ろうと、六十一年十月、学者・弁護士・人権擁護委員・婦人代表ら十九人で構成する「交野市個人情報保護研究委員会」に条例案づくりを依頼しました。

同委員会では、プライバシー保護について、調査・研究すると共に、交野の個人情報保護制度について検討していました。

結果、六十三年二月十五日、条例の素案としてまとめられた「交野市個人情報保護条例素案」が答申として、同委員会から提出されました。

市では、この条例素案をそのまま、本市条例案として三月に開かれた市議会の定例会に提案、議会で審議された結果、可決されました。

条例は、第一章から第八章までの章立てになっています。

そして、第一の柱としては、市民と密接な関係にある市が保有する情報や、収集しようとする情報を、どう取り扱うか。

第二の柱として、市が保有している自分の個人情報に対し、それを知る権利と、もし誤って記録されている場合の訂正や、削除が請求できる権利がうたわれています。

今月は、この条例の概要と全文をみなさん紹介します。なお、この条例についての問い合わせは行政課まで。

第1章

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定まるところによる。

- (1) 個人情報　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (3) 実施機関　市長、水道事務局、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (4) 事業者　商業、工業、金融業その他の事業を反復継続して行う者をいう。
- (目的) 第一条の目的は、個人情報を保護することの究極の目的が、憲法で保障する個人の尊厳・幸福追求の権利をはじめとする基本的人権にあることをうたっています。
- (第二条の適用上の注意) この条例に基づき、個人情報を保護する時に表現の自由を保障する時における個人の権利・経済活動の自由などの権利を不当に侵害するようなことがあつてはならないと定めています。
- (第三条) 第三条は、「個人情報」・「個人情報の収集等」・「実施機関」・「事業者の責務」の用語の意義を定めています。
- (第四条) 第四条から第六条までは、市・市民・事業者の責務について規定しています。
- (第五条) 第五条は、市民は、相互に個人情報を保護する権利を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の適切な取扱いに関し必要な事項を定め、それによつて幸福追求の権利をはじめとする市民の基本的人権の擁護に役立つことを目的とする。
- (第六条) 第六条は、事業者は、その事業活動の実施に当たつて個人情報の収集等を行うときは、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報を係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の方針に協力しなければならない。
- (第七条) 第七条は、市が個人情報を新たに収集をしようとするときは、まず市長に届け出て、この届け出事項を市長は審議会に報告すると共に、市民に公示するということを定めています。
- (第八条) 第八条は、個人情報を新たに収集しなければならないときは、まず市長に届け出て、この届け出事項を市長は審議会に報告すると共に、市民に公示するということを定めています。
- (第九条) 第九条は、市が個人情報を収集する時は、直接本人から収集しなければならないといふ原則を定めています。
- (第十条) 第十条は、市は本来の目的以外に個人情報の利用、または提供をしてはいけないという原則を定めています。
- (第十二条) 第十二条は、一般企業などはもろんのこと、国・他の個人が識別されるもの全てを対象としています。

第2章

- 第二章では、本市の個人情報が適正に処理されるように個人情報の取り扱いについて規定しています。
- (1) 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (2) 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (3) 実施機関　市長、水道事務局、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (4) 事業者　商業、工業、金融業その他の事業を反復継続して行う者をいう。
- (目的) 第一条の目的は、個人情報を保護することの究極の目的が、憲法で保障する個人の尊厳に深く関わりがある情報は、原則として収集などをしてはいけないとしています。
- (第二条の適用上の注意) この条例に基づき、個人情報を保護する時に表現の自由を保障する時に個人の権利・経済活動の自由などを尊重し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければなりません。
- (第三条) 第三条は、「個人情報」・「個人情報の収集等」・「実施機関」・「事業者の責務」の用語の意義を定めています。
- (第四条) 第四条は、前条の目的を達成するためのものであつて、これを濫用し、市民及び事業者の自由並びに権利を不当に侵害するようなことがあります。
- (第五条) 第五条は、市民は、相互に個人情報を保護する権利を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の適切な取扱いに関し必要な事項を定め、それによつて幸福追求の権利をはじめとする市民の基本的人権の擁護に役立つことを目的とする。
- (第六条) 第六条は、事業者は、その事業活動の実施に当たつて個人情報の収集等を行うときは、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報を係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の方針に協力しなければならない。
- (第七条) 第七条は、個人情報の収集等を行つことを目的とする。
- (第八条) 第八条は、個人情報を新たに収集をしようとするときは、まず市長に届け出で、この届け出事項を市長は審議会に報告すると共に、市民に公示するということを定めています。
- (第九条) 第九条は、市が個人情報を収集する時は、直接本人から収集しなければならないといふ原則を定めています。
- (第十条) 第十条は、市は本来の目的以外に個人情報の利用、または提供をしてはいけないという原則を定めています。
- (第十二条) 第十二条は、一般企業などはもろんのこと、国・他の個人が識別されるもの全てを対象としています。

地方公共団体と電子計算システムによる結合（オンラインを禁止しています。

第2章 個人情報の収集等

(収集等の一般的制限)
第7条 実施機関は、個人情

報の収集等をしようとする限りは、その所掌する事務の目的達成に必要かつ最小限のものとし、その所掌する事務の範囲を超えてはならない。

第9条 実施機関は、個人情報を収集するときは、目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(民の福祉向上のため、特に必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。

に当たつて、国及び他の地方公共団体等と通信回線を通して電子計算システムの結合を行つてはならない。

第3章 個人情報の閲覧等の権利

第15条 何人も、実施機関が第7条の規定による収集等の制限を超えて、又は第9条第1項若しくは第2項の規定によらないで収集した自己に係る個人情報の記録の保管及び利用をしていることを知つたときは、当該実施機関に対し、当該個人情報をその記録から削除するよう請求することが

2 実施機関は、法令又は条例の定めに基づくとき、その他正当な行政執行に関し、その権限の範囲内で行われるときを除いて、次の各号に掲げる事項に係る個人情報の収集等をしてはならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因になると認められる諸事実に関する事項

(3) 憲法上の諸権利の行使の態様に関する事項

(個人情報の収集等の届出)

第8条 実施機関は、個人情報の収集等を新たに開始しようとするときは、個人情報の記録の名称、内容及び利用目的その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 実施機関は、個人情報の収集等を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに交野市個人情報保護運営審議会（第22条第1項を除き、以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理し

(2) 法令又は条例に定めがあるとき。
(3) 市民の生命又は身体の安全及び財産を保護するうえで緊急を要するとき。
(4) 公表された事実であるとき。
(5) 公務の執行のため又は市民の福祉向上のため、特に必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。
3 実施機関は、前項の規定に基づき、本人以外から個人情報の収集をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかに当該個人情報の内容、利用の目的及び方法等を本人に通知しなければならない。
4 法令又は条例の規定により、本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行う場合には、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。
(利用及び提供の制限)
第10条 実施機関は、第7条に規定する収集等の目的の範囲を超えて利用（以下「目的外利用」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1) 本人の同意があるとき。
(2) 法令又は条例に定めがあるべき。

3 実施機関は、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしようとするときは、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

4 実施機関は、第1項及び第2項の規定に基づき目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかに当該目的外利用等の内容、目的及び利用先等を本人に通知しなければならない。

（個人情報の管理）

第11条 実施機関は、個人情報の管理及びこの条例による事務を執行するに当たっては、個人情報の保護を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1)個人情報に関する事務の公正かつ能率的な運営を図ること。

(2)個人情報の漏えいの防止を図ること。

(3)個人情報の改ざん、破損、滅失、紛失等の防止を図ること。

2 実施機関は、個人情報を保管する必要がなくなつたときは、当該個人情報を確實に廃棄する等適切な措置を講じなければならない。

第三章は、市民が自分の情報を知る権利と自分の情報について、具体的な事項をコントロールする権利の保護について定めています。

第十三条は、閲覧等の権利つまり、何人も自分の情報を閲覧および写しの交付を請求することができます。

第十四条は、自分の個人情報を誤って記録されている場合は、それを訂正することを規定しています。

第十五条は、自分の情報を関して、不必要な情報を収集利用などしているときは、その情報に関する削除するよう請求できるとしています。

第十六条は、自分の情報を不当な利用または提供が行われているときは、その中止請求することができます。規定しています。

第十七条は、閲覧・写し交付・訂正・削除・目的外利用の中止の請求に関しての手続きについて定めています。

第十八条は、これらの請

規 則 求 事 情 場 方 、 そ う て き か け り が あ る こ と を 知 る の 記 録 に 誤 り が あ る こ と を 知 る 保 管 す る 自 己 に 係 る 个 人 情 報 の 記 録 に 誤 り が あ る こ と を 知 る 第 14 条 何 人 も 、 実 施 機 関 が 交 付 し な け れ ば な ら な い 。 (訂 正 の 請 求)

2 実 施 機 関 は 、 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 个 人 情 報 の 記 録 に つ い て は 、 当 該 个 人 情 報 の 記 録 の 閲 覧 等 を 拒 む こ と が で き る 。

(1) 法 令 又 は 条 例 の 规 定 に 基 づ き 、 公 开 す る こ と が で き な い と さ れ て いる も の 、 (2) 个 人 的 評 価 、 診 断 、 判 定 指 導 、 相 談 、 選 考 等 に 關 する も の で あ つ て 、 本 人に 知 ら せ な い こ と が 正 当 と 認 め ら れ る も の 、 (3) 閲 覧 等 を さ せ る こ と に 由 り 、 実 施 機 関 の 公 正 又 は 適 正 な 行 政 執 行 を 妨 げ る お それ の あ る も の で 、 実 施 機 関 が 審 議 会 の 意 見 を 聽 いて 認 め ら れ る も の 、 (4) そ の 他 公 益 上 必 要 が あ る と 実 施 機 関 が 審 議 会 の 意 見 を 聽 いて 認 め ら れ る も の 、 実 施 機 関 は 、 請 求 に 係 る 个 人 情 報 の 記 録 に 前 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 个 人 情 報 の 記 録 が 記 録 さ れ て い る 部 分 を 除 いて 、 当 該 个 人 情 報 の 記 録 を 閲 覧 に 供 し 、 又 は そ の 写 し を 交 付 し な け れ ば な ら な い 。

(中止の請求)
第16条 何人も、実施機関が
自己に係る個人情報の記録の目的
的外利用等をしていること又
はしようとしていることを知
つたときは、当該実施機関に
対し、当該目的的外利用等の中
止を請求することができる。

(請求手続)
第17条 第13条第1項の規定
による個人情報の記録の閲覧
等、第14条の規定による個人
情報の記録の訂正、削除、
規定期による個人情報の記録の
削除、前条の規定による目的
外利用等の中止の請求をしよ
うとする者（以下「請求者」と
いう。）は、実施機関に対し、
本人であることを明らかにし
て、規則で定めるところによ
り、請求を行うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、
請求者が身体に障害を有する
場合その他特別の理由がある
と実施機関が認める場合は、
代理権を有することを証する
書類を添付してその代理人が
行うことができるものとする。

(請求に対する決定等)
第18条 実施機関は、前条の
規定による実施機関があつたとき
は、当該請求を受理した日か
ら起算して、閲覧等の請求に
あつては15日以内、訂正、削
除及び目的的外利用等の中止の

(電子計算システムの結合の禁止)
第12条 実施機関は、個人情報の管理及び事務を処理するに当たって、国及び他の地方公共団体等と通信回線を通じて

第3章 個人情報の閲覧等
の審査

(閲覧等の請求)
第13条 何人も、実施機関が保管する自己に係る個人情報の記録の閲覧及び写しの交付(以下「閲覧等」という。)を請求することができる。
2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報の記録については、当該個人情報の記録の閲覧等を拒むことができる。
(1) 法令又は条例の規定に基づき、公開することがべきでないとされているもの
(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの
(3) 閲覧等をさせることにより、適正な行政執行を妨げ、害をおそれのあるもので、実施機関が審議会の意見を聴いて認めたもの
(4) その他の公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたもの
個人情報の記録に前項各号のいずれかに該当する個人情報の記録が記録されている部分を除いて、当該個人情報の記録を閲覧に供し、又はその写しを交付しなければならない。

項若しくは第2項の規定によらないで収集した自己に係る個人情報の記録の保管及び利用をしていることを知つたときは、当該実施機関に対し、当該個人情報をその記録から削除するよう請求することができる。

(中止の請求)

第16条 何人も、実施機関が第10条の規定によらないで自己に係る個人情報の記録の目的外利用等をしていること又はしようとしていることを知つたときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(請求手続)

第17条 第13条第1項の規定による個人情報の記録の閲覧等、第14条の規定による個人情報の記録の訂正、第15条の規定による個人情報の記録の削除、前条の規定による目的外利用等の中止の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、規則で定めるところにより、請求を行うものとする。前項の規定にかかわらず、請求者が身体に障害を有する場合その他特別の理由があると実施機関が認める場合は、代理権を有することとを証する書類を添付してその代理人が行うこととができるものとする。

(請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受理した日から起算して、閲覧等の請求にあつては15日以内、訂正、削除及び目的外利用等の中止の

つたときは、当該実施機関に対する
対し、当該記録の訂正を請求す
ることができる。

- 居住用財産を譲渡した場合の、長期譲渡所得に対する軽減税率を創設
- 特別地保有税（ミニ保有税）の適用範囲を拡大
- 土地の評価替えに伴う固定資産税、および都市計画税の負担調整措置

この適用は、六十三年四月一日以降の譲渡分からです。個人住民税については、六十四年度分からとなつておなりの税率は表1のようになります。

○所有期間が十年を超えるもので、個人が居住のために利用していた期間が、三十年以上であるもので、その個人の父母または祖父母が居住のために利用していたものを、相続または遺贈により取得したもの

表3 上昇	
○ 宅地等	改正前(60年)
上昇率は、六十三年度分の評価額を六十二年度の課税標準額で除して得た率です。六十三年度から六十五年度までの固定資産税および都市	1.3倍以下

特別土地保有税	計画税率は、前年度分の課税標準額に、表3の上昇率の区分に応じて定められた負担調整率をえた額と、当該年度分の評価額とを比較し、小さい方が課税標準額となります。	1.5倍を超
適用範囲を拡大	1.7倍を超	
○農地	1.9倍を超	

改正前(60年)
上昇率
1. 15倍以上
1. 15倍を超
1. 3倍を超
1. 5倍を超

用範囲が拡大されました。
三大都市圏の市街化区域で
取得した土地に係る特別土地
保有税の課税特例措置(ミニ
保有税)が、六十五年三月三
十一日まで延長されました。
また、土地の有効利用をす
めるために、六十三年四月
一日以降に取得される土地は
これまでの五百平方メートル以上か
ら、三百三十平方メートル以上と、
その課税対象が拡大されまし

軽減税率の引き下げや創設など

地方税法 市税条例を 改正

表1 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合
個人住民税の税率

○改正前	適用	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額 4,000万円以下の金額	4%	2%	
課税長期譲渡所得金額 4,000万円を超える金額	5%	2.5%	

*他の長期譲渡所得がある場合、上積税額が適用されていた。

○改正後			
適用	市民税	府民税	
課稅長期譲渡所得金額	4%	2%	

表2 所有期間が10年を超える居住用財産を譲渡した場合
課税の特例を創設（63年4月1日以降の譲渡分から）

適用	市民税	府民税
特別控除後の譲渡所得金額4,000万円以下の金額	2.7%	1.3%
特別控除後の譲渡所得金額4,000万円を超える金額	3.4%	1.6%

表 3 上昇率表

○宅地等

改正前(60年度～62年度)	
上昇率の区分	負担調整率
1.3倍以下のもの	1.10
1.3倍を超え、 1.5倍以下のもの	1.15
1.5倍を超え 1.7倍以下のもの	1.20
1.7倍を超え 1.9倍以下のもの	1.25
1.9倍を超えるもの	1.30

○農地

改正前(60年度～62年度)	
上昇率の区分	負担調整率
1.15倍以下のもの	1.05
1.15倍を超え、 1.3倍以下のもの	1.10
1.3倍を超え、 1.5倍以下のもの	1.15
1.5倍を超えるもの	1.20

改正後(63年度～65年度)	
上昇率の区分	負担調整率
1.15倍以下のもの	1.05
1.15倍を超え、 1.3倍以下のもの	1.10
1.3倍を超え、 1.5倍以下のもの	1.15
1.5倍を超え、 1.7倍以下のもの	1.20
1.7倍を超え、 1.9倍以下のもの	1.25
1.9倍を超えるもの	1.30

改正後(63年度～65年度)	上昇率の区分	負担調整率
1.075倍以下のもの	1.025	
1.075倍を超え、 1.15倍以下のもの	1.05	
1.15倍を超え、 1.3倍以下のもの	1.10	
1.3倍を超え、 1.5倍以下のもの	1.15	
1.5倍を超えるもの	1.20	

第2京阪道路

取り組みの経過と現状を報告

第二京阪道路計画は、大都市圏を結ぶ広域的な道路として、既に、都市計画の決定がなされているものであります。が、本市の市街地を貫通する形態で計画されていることから、そのいかんによつては住環境の大きな悪素因となり、市民の願望するまちづくりに大きな障害をもたらすことが危惧(きぐ)されます。

このことから、市民の皆様の関心が高まり、自らの生活環境を守るための種々の活動が活発化しております。

現在、交野市第2京阪国道対策協議会において当該計画案等に関する調査研究が進められておりますが、当該道路問題は、車の走行による大気汚染、騒音振動等の公害問題あるいは、道路構造のあり方による地域分断、景観の阻害等、市民の健康と生活に係わる極めて重要な、かつ専門的な分野の問題を含み、研究には、相当の日時を要するものであります。しかも、交野市第2京阪国道対策協議会が求めている資料の提供も遅延している状態であります。

このような時間の経過が市民の皆様にご心労をおかけすることとなつておりますが、この際、当該道路計画に関するこれまでの取り組みの現状をまとめてお知らせし、二国対策について、市民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

なお、今後とも交野市第2京阪国道対策協議会の活動に、市民の皆様方のご支援・ご協力をお願いいたします。

昭和44年

- 5月23日 第2京阪道路都
市計画決定(大阪府側) 十七・六キメートル
- △交野市域 四・一キメートル
- △枚方市域 四・四キメートル
- △寝屋川市域 四・八キメートル
- △門真市域 四・二キメートル

昭和57年

- 4月20日 建設省および京
都府が京都側の第二京阪道路
のルート帯を発表
- 4月30日 大阪府知事に要
望書を提出
- 7月9日 交野市第2京阪
国道対策協議会(以下協議会
と省略)が発足

協議会を発足させ、必要な調整を十分に図られると共に、地域整備や環境アセスメント等について十分な施策を講じ、地元市民の不安解消に最善をつくされるようについたものであります。

昭和58年

- 1月9日(冬期現況)・8月
25日(夏期現況) 協議会が市
内環境現況調査を実施
- 12月20日 建設省が第二京
阪道路の計画についての資料
(大阪府側の当該道路イメージ
図等)を提示

この資料を市民のみなさん
に知つてもらうことと並んで、
協議会が関係地区で状況報告
会を開催

昭和61年

- 2月21日 協議会が国道24
号線バイパス(奈良県橿原市)
を視察
- 7月9日 建設省並びに大
阪府に申し入れ書を提出
- 7月9日 天野が原町一・三丁目
地区(60年2月10日)▽倉治地
区(60年2月16日)

協議会は、第二京阪道路に関する調査・研究をすると共に、関係機関との調整を図るため、関係地区代表・PTA
の意見が十
代
表
農
商
工
代
表
市
議
会
代
表
お
よ
び
市
執
行
機
関
等
五
十
人
以
内
の
委
員
で
構
成
さ
れ
て
い
ます。
第二京阪道路の建設に関し
て、大阪府および北河内七市
が相互に密接な連絡をとりつ
つ、当該道路に関する調査お
よび必要な事項を検討・協議
するため結成されたもので
す。

○4月12日 第2京阪道路連
絡会が発足

○1月10日 建設省が12月20
日に提示した第二京阪道路の
大阪府側のイメージ図を一月
号広報に掲載

昭和60年

○4月12日 第2京阪道路連
絡会が発足

○1月10日 建設省が12月20
日に提示した第二京阪道路の
大阪府側のイメージ図を一月
号広報に掲載

保険・年金

乳児の医療費一部負担金は無料

請求は3ヶ月以内

乳児（一歳未満）の医療費一部負担金は、乳児医療申請手続きをすれば無料になります。

ただし、これまでどおり保

申告書提出しましたか

国民健康保険に加入している人は、所得の「ある」「なし」にかかわらず、六十三年度所得申告書を、市役所保険年金課に提出しなければなりません。申告をしていない人で、次に当てはまる人は、国民健康保険簡易申告書を保険年金課へ提出してください。

▽所得税および市府民税の申告義務がない人
▽六十三年一月二日以降に、市内へ転入した人
三月十五日までに、確定申告および市府民税の申告をした人は、必要ありません。



を受けた翌月から三ヶ月以内にしなければなりません。
○対象乳児住民基本台帳に記載されているか、外国人登録をしていて、健康保険の適用のある一歳未満の乳児

や病院などで受診された時に支払わなければなりません。
無料とするためには、一ヶ月間に支払った一部負担金の証明を指定の領収書用紙に書いてもらい、その用紙を保険年金課、または星田出張所に提出しなければなりません。
なお、この手続きは、診療

問い合わせは保険年金課

を受けた翌月から三ヶ月以内にしなければなりません。
○対象乳児住民基本台帳に記載されているか、外国人登録をしていて、健康保険の適用のある一歳未満の乳児

や病院などで受診された時に支払わなければなりません。
無料とするためには、一ヶ月間に支払った一部負担金の証明を指定の領収書用紙に書いてもらい、その用紙を保険年金課、または星田出張所に提出しなければなりません。
なお、この手続きは、診療

免除を受けた

保険料は追納できます

国民年金には、保険料を納付するのが困難な人のために、保険料の免除制度があります。

過去に、保険料の免除制度を受けられた人で、将来、有利な年金を受給するため、免除を受けていた期間の保険料、全部または一部を、十年前の分までさかのぼって納めることができます。
六十一年四月以降の免除期間分の保険料には、一定の計算を行います。

年金が受けられるかどうかを確認

現況届けは5月31日までに

この現況届けは、旧法による障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金・寡婦年金

配偶者は

届け出の義務があります

現況届けの提出を怠ると、年金の支給が、一時差し止められます。

現況届けに、必要事項を記入して、五月三十一日までに、届けを確実にしない時は、届け出をすませていらない人

へ提出してください。

▽所得税および市府民税の申告義務がない人
▽六十三年一月二日以降に、市内へ転入した人
三月十五日までに、確定申告および市府民税の申告をした人は、必要ありません。

訪問販売は、店頭に出かけて購入する店舗販売と異なり、商品を買う気のない人に、突然、販売員が近づき消費者に商品を買わそうとする「業者主導型」の販売方法です。販売員の巧みな勧めで、商品の購入契約をしてしまったものの、その後、冷静になつて考えてみれば、不用な買物をしてしまつたと、後悔することがよくあります。

訪問販売で、商品を買つたときは、契約後七日以内であれば無条件で契約解除できる、弱い立場の消費者を守るための、クーリングオフ制度が設けられています。

		販売会社		購入者		契約解除通知	
年	月	日	名	性別	年齢	年齢	性別
昭和	〇	〇	〇	男	〇	〇	男
年	〇	〇	〇	女	〇	〇	女
月	〇	〇	〇	男	〇	〇	男
日	〇	〇	〇	女	〇	〇	女

消費者相談 クーリングオフ、内容証明郵便で通知

クーリングオフによる「契約解除」通知文の書き方

国民健康保険こんな時届け出を

加入手続き(入るとき)

こんなとき	必要なもの
他の市町村から転入した場合に職場等の健康保険がないとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 (家族の人で交野市の国民健康保険に加入されている場合) <input type="radio"/> 所得証明 (老人医療(65歳以上)の医療証を持っている人は前住所地の証明)
交野市に在住し、職場等の健康保険をやめたとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 職場等の健康保険を喪失した日が確認できるもの、または証明書 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 (家族の人で交野市の国民健康保険に加入されている場合) <input type="radio"/> 老人医療医療証(65歳以上) 老人保健医療受給者証(70歳以上)
子供がうまれたとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 <input type="radio"/> 母子手帳、または出生を証明できるもの
生活保護を受けなくなったとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 (家族の人で交野市の国民健康保険に加入されている場合)

喪失手続き(やめるとき)

こんなとき	必要なもの
転出するとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 <input type="radio"/> 老人医療医療証(65歳以上)・老人保健医療受給者証(70歳以上)
職場等の健康保険に加入了したとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 <input type="radio"/> 職場等の健康保険証 <input type="radio"/> 老人医療医療証(65歳以上)・老人保健医療受給者証(70歳以上)
死亡したとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 <input type="radio"/> 死亡を証明するもの <input type="radio"/> 老人医療医療証(65歳以上)・老人保健医療受給者証(70歳以上)
生活保護を受けるとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 <input type="radio"/> 老人医療医療証(65歳以上)・老人保健医療受給者証(70歳以上)

そのほかのとき

こんなとき	必要なもの
交野市内で住所が変わったとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 <input type="radio"/> 老人医療医療証(65歳以上)・老人保健医療受給者証(70歳以上)
世帯が分かれたり、いっしょになったとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 <input type="radio"/> 老人医療医療証(65歳以上)・老人保健医療受給者証(70歳以上)
世帯主が変わったとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 <input type="radio"/> 老人医療医療証(65歳以上)・老人保健医療受給者証(70歳以上)
修学のため、子供が他の市町村に下宿するとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 国民健康保険保険証 <input type="radio"/> 在学証明書
国民健康保険保険証を紛失したとき	<input type="radio"/> 印鑑 <input type="radio"/> 身分を証明できるもの (運転免許証・保険料領収書等)

国民健康保険は、加入・喪失・変更(左表)の場合、必ず十四日以内に、届け出が必要です。

国民健康保険

加入・喪失・変更した場合

身近な環境を見直そう

生ごみ粉碎機

ディスポーザー

使用しないでください

みを、細かく砕き水道水と一緒に流す機具(粉碎機)です。ディスポーザーを使用すると、公共の下水管や下水道樹が詰まる原因になります。下水道の処理場への負担も重くなり、処理能力を低下させ、支障をきたす状態になります。

ディスポーザーとは、台所の流しの排水管に取り付け、果物の皮・魚の骨などの生ごみを毎日、河川や水路に捨てることと同じ状況で、蓄積すると腐敗し、悪臭を発生させます。水質悪化の原因になり、環境汚染につながることになります。

大阪府では、五月を「宅地防災月間」と定め、梅雨期を前に造成最中の地面をまきだしの急斜面、無理な積み方をした石垣などによって、起こる崖崩れや土砂の流出による災害の発生を未然に防ぐため、市や消防・警察など宅地防災の関係する機関と協力して、技術研修会を実施しています。災害を未然に防止するためにも、次のことに注意して、自宅周辺を一度点検しましょ

宅地防災月間
一度点検しましよう

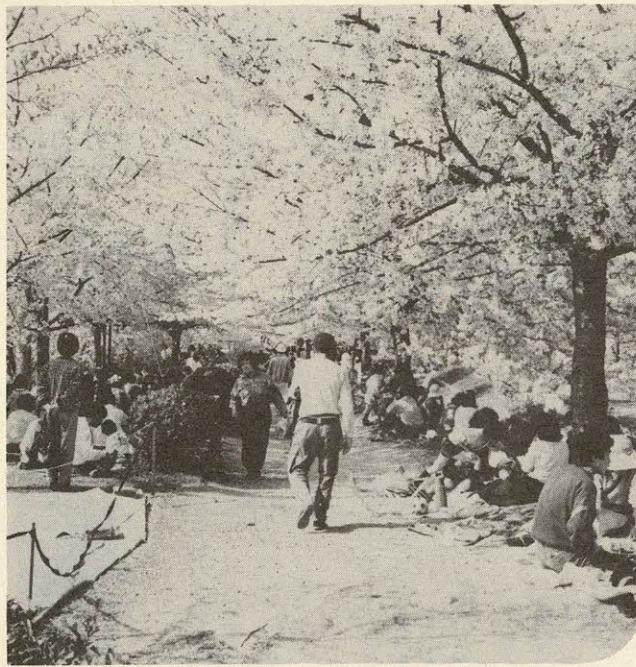
○石垣の亀裂、割れ目から地下水がしみ出していないか
○石垣の水抜き穴からうまく水が流れているか
○地盤が沈下していないか
○排水路にどろがつまっているか

川の汚れを

少なくしよう

大阪府では、川や海の汚れの状況からみて、さらに生活排水による汚れを効果的に減らそうと、「大阪府生活排水対策推進要綱」を制定しました。この要綱には、府民の役割として次のようないくつかの内容が示されています。
 ▽台所の流しには、目の細かい網などをつけて、調理くずや食べ残しはゴミとして出すか、肥料として土に戻すようにするなど、台所の流しに流さないようにする

▽洗濯の時には、粉石けんなどrinを含まない洗剤を、正しく計って使うようにする
 ▽浄化槽は、年一回の法定検査を受けると共に、生活雑排水を処理するための合併処理槽は、年一回の法定検査を受けると共に、生活雑排水を処理するための合併処理



▲花吹雪の妙見川原

桜の名所妙見川緑地は、道全体がほんのりとピンク色に染まり、春のはなやいだ雰囲気につつまれていました。でも木にロープを張りめぐらしての場所取り、花見の宴での大きなカラオケ、土手の雪柳の下は近くともできないほどの駐車の列で迷惑行為もいいところで少しがっかりしました。もう一度、交野の自然と・人と・文化について考えてみてはいかがでしょうか。

(レポーター 中川佳子)



市の鳥「きじ」(昭和61年11月3日制定)



▲交野に響く歌声

4月24日(日)、市民スポーツレクリエーションセンターで「交野市音楽団 第12回定期演奏会」が開かれました。演奏会には、交野市少年少女合唱団・交野市ジュニア吹奏楽団・交野市消防少年少女音楽隊が出演、日ごろの練習の成果を観衆500人の前で発表しました。観衆は、団員の澄んだ歌声に耳をすまして聴き入り、最後のアンコールのあとも拍手は続きました。

(レポーター 上原美和)

テレホンサービス 交野市のいろいろな情報 **☎92-1599**

テレホンサービスの内容は、市の行事や催しなどで一週間ごとにテープを入れ替えます。テープの時間は三分間です。今回のテレホンサービスは、七月まで試験的にするもので、利用度が高ければ七月からも継続します。テレホンサービスの番号は、**☎92-1599**です。なお、このテレホンサービスを大いに利用していたただこうと、「テレホンサービス 交野市のいろいろな情報カーナー(上図)を各家庭に配布します。

市では、四月十八日からNTT交野電報電話局の協力を得て、市民が聴きたい時に市のいろいろな情報を聞くことができるようになると、テレホンサービスを始めました。

テレホンサービス
市の行事予定電話で聞ける
電話器にステッカーをはろう



◀花の微笑みいつまでも……

京阪郡津駅前の花壇は四季折々の花で市民に潤いを与えてています。61年10月、駅前に少しでも緑を花を！の願いをこめ花壇が完成、以来、松塚地区の“花の同好会”の協力で花がつくり育てられ、緑は絶える事がありません。会員の庭先で種から育てられた苗を花壇に移し、毎日当番制で水をまき、時にはいたずらで花壇が壊されたりもしますが、黙々と予備の花を補充、いつも花は微笑みかける……。

「自分の事以外に時間を使えるという事はありがたい事です」「少しでも私たちの住環境が良くなりみなさんに喜んでいただければ」と、会員のみなさんは話していました。
(レポーター 鈴木和代)

(レポーター 鈴木和代)

►里山動物調查

身近な里山に住む動物たちの足跡・ファン
およびその内容物を手がかりに、動物の種
類や生息状態を調べようと、社団法人大阪
自然環境保全協会の呼びかけで、4月17日
(日)、大阪府下の各地の里山で第6回目の
調査会が開かれました。

“河内森コース”は、老若男女60人余りの参加があり、その多くは家族づれ、天田神社から山道へ入り、途中けもの道を通り野外活動センターへ、そこで昼食をとりミーティングの後、かいがけの道方面から下山ハイキングを兼ねた楽しい調査でした。野生動物に接することはできなかつたけど、野鳥・動植物の生態など、興味がつきない話に、疲れを感じさせないものがありました。

(レポーター 馬場奈於美)



昭和62年度
大阪府消防表彰式

交野市から

1団体41人表彰される

昭和62年度 大阪府消防表彰式

交野市から 1団体41人表彰される

健康は自分で管理

問い合わせは健康管理室

定期的に市民健診を受けましょう

自分の体のことは、自分
が一番よく知っている」と言
われますが、体の状態を科学
的にチェックしておけば、自
信の裏打ちとなつて安心が得
られます。

市民健診(健康診査)では、
内容の充実をはかり、半健康
的な「ひすみ」を的確につか
み、健康づくりのための日常
生活指導もしています。

市民健診は市内の各地区の
会館および集会所などで実施
する集団検診の部と、病院・
医院で実施する医療機関の部
があり、どちらでも受診

ができます。
なお、七十歳以上の人(医
療受給者証持参)と生活保護
世帯および市民税非課税世帯
の人には無料受診券を渡しま
すので、健康管理室へ申し出
てください。

(地区の会館・集会所等)

(病院・医院等)

(医療機関の部)

血たんや胸の痛みは ありませんか

総合健診では肺ガン検診も
含めて受診できるようになつ
ていますが、医師会の協力に
よつて市内の医療機関におい
ても受診できるようになつて
います。

肺ガンは急速に増え続けて
います。肺ガン検診ほど早期発見が
大切な健診はありません。

血たんや胸痛が続いている
人は特に検診が必要です。
○対象 四十歳以上の市民
○検査内容 X線撮影、喀痰
検査、問診
○費用 三百円
○申し込み 直接医療機関

六月一日から三十日まで
の一ヶ月間、大阪府下全域
でゴキブリ駆除運動を展開
します。消化器系伝染病や食中毒
の発生を未然に防ぐため、
市では、ゴキブリ駆除剤を
無料で配布します。

希望される人は、印鑑を
お持ち物 印鑑

○と き 5月23日(月)
6月30日(木)午前9時~
午後5時(土曜日の午後と
日曜日は除く)
○ところ 保健センター、
市役所民生部・星田出張所
○駆除剤 ゴキブリ駆除剤
一袋、蚊・ハエ・ウジ等駆
除用殺虫剤一袋

蚊・ハエ・ゴキブリ

駆除剤を配布

5月23日~6月30日

持つて取りにきてください。
なお、各自治会等(五世
帯以上)で一括して配布を
希望されるところは、健康
管理室へ申し込んでください。

市民健診日程表

とき	ところ
5月	16日(月) 保健センター
	20日(金) 星田会館
	27日(金) 倉治公民館
6月	6日(月) 保健センター
	27日(月) 私市会館
	28日(火) 星田山手集会所

○受付時間 9:30~11:00

市民健診と肺ガン検診 (○印)

医療機関一覧表

(順不同)

病院・医院名	住 所	電 話
○交野病院	私部2-11-38	91・0331
○星田南病院	藤が尾3-5-1	91・3500
○尼子病院	私市8-14-3	91・2050
○池田医院	松塚43-1	91・7200
○大景医院	妙見坂3-16-1	92・0467
○岡本診療所	森北1-23-10	91・2922
○尾崎クリニック	幾野4-16-35	92・0113
○小菓医院	星田5-10-5	91・2006
○後藤医院	藤が尾4-3-15	92・9500
○高田医院	松塚12-20	91・0631
○塚原医院	森南2-1-13	91・1275
○中尾医院	郡津5-19-20	93・2002
○中村医院	倉治6-17-19	91・1012
西井診療所	星田7-65-6	92・4510
○西井医院	星田1-23-24	91・2213
○野村医院	倉治3-50-1	91・6100
松吉医院	天野が原町2-29-3	92・7700
三宅医院	倉治7-46-1	93・0108
○安井診療所	松塚27-1	93・1333
山添医院	私部1-16-13	91・1025
○渡辺内科クリニック	星田北3-34-6	92・0010

(注) ○印は肺ガン検診もあわせて実施しています。

総合健診

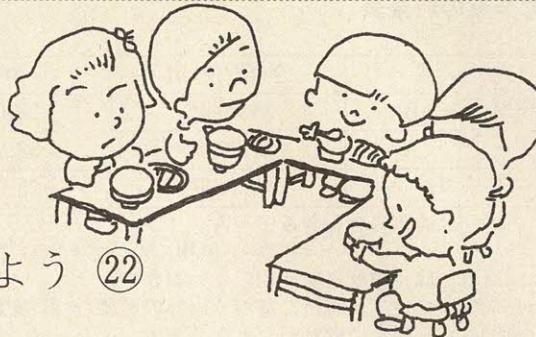
健康は日ごろの
チェックから

現在、八月分以降の予約を
受け付けています。
○と き 毎月第一水曜日
午前9時~正午

○定員 五十人(予約制)
○費用 千七百円(子宮体ガ
ン検診受診者は二千百円)
○申し込み 健康管理室
電話でも申しこめます。

○対象 四十歳以上の市民
○検査内容 X線撮影、喀痰
検査、問診
○費用 三百円
○申し込み 直接医療機関

○と き 第二水曜日
○ところ 保健センター
○対象 四十歳以上の市民
○検査内容 問診、胃検診、肺
ガん検診(結核検診)、検尿
身体計測、血压測定、血液検
査、心電図検査
○検診結果 約二週間後に医
師から説明



一生自分の歯で食べよう (22)

最近の子供のおやつは、手作りが少なく市販品がほとんどで、時間もだらだらと食べ放題です。子供が食べているのは圧倒的に「スナック菓子」で柔らかいお菓子をたくさん食べると、歯にいっぱいつき、それだけでは食べにくいので、清涼飲料水で塗るようになります。甘いものは歯に良くなく、塩味のものばかり食べると、塩分も取り過ぎになってしまいます。

おやつを食べて、空腹感が少ないと、食事の時に、

子供のおやつ

やつは、手作りが少なく市販品がほとんどで、時間もだらだらと食べ放題です。子供が食べているのは圧倒的に「スナック菓子」で柔らかいお菓子をたくさん食べると、歯にいっぱいつき、それが何でもよく食べてくれるようになります。

おいしいお菓子の楽しみは、後にとっておいてください。おやつを与える場合も、一袋ごと渡してしまわ

ないで、お皿に分けながら、お茶や牛乳とか

三歳ごろまでは、甘いものは栄養的に必要ありません。

かえつて甘味を覚えていない子供の方が何でもよく食べてくれるようになります。

歳ごろまでは、甘いものは栄養的に必要ありません。

かえつて甘味を覚えていない子供の方が何でもよく食べてくれるようになります。

かえつて甘味を覚えていない子供の方が何でもよく食べてくれるようになります。

かえつて甘味を覚えていない子供の方が何でもよく食べてくれるようになります。

年に一度は子宮ガン検診

○申し込み 直接上表
の産婦人科

健康に自信はあつても、三十歳を過ぎると要注意年齢に入つたといえます。年に一度は検診を受けましょう。

○対象 健康管理室
個人検診（市内の産婦人科）
○対象 64年2月末日まで
三十歳以上の市内 在住の女性
○費用 六百円

最近六ヵ月以内に不正性器出血があつた人で、次のいずれかに当てはまる人です。
○五十歳以上の人
○妊娠後の人
○閉経後の人
○妊娠の経験がなく、月経が不規則な人

日本脳炎の予防接種

3歳から就学前の児童

日本脳炎予防接種日程表

会場	1回目	2回目
倉治公民館	6月14日(火)	6月21日(火)
妙見坂松下集会所	6月15日(水)	6月22日(水)
星田市民センター	6月16日(木)	6月23日(木)
保健センター	6月17日(金)	6月24日(金)

○受付時間 13:45~15:00

(注) 時間に遅れると接種が受けられません。

胃の検診

キメ手は
早期発見



胃の検診を一度や二度受けたことがあるからといって、安心するのではなくあります。毎年受けて早期発見、治療を心がけることが大切です。

期的に検診をうけましょう。
キメ手は早期発見です。
○と き 64年2月28日(火)
までの毎週火曜日 午前8時
○対象 交野病院
○ところ 交野病院
○費用 七百円
○対象 四十歳以上の市民
○申込み 健康管理室
○電話でも申し込めます。

1歳6ヶ月児 健診

○とき 5月17日(火) 午後1時~2時30分
○ところ 保健センター

すくすく

育児教室

○対象 六十一十月生まれの幼児

5月25日・7月27日・9月28日
日・11月9日・64年1月25日
3月22日

○ところ 福祉センター

○対象 六ヶ月~一歳半

○定員 二十人(予約制)

○持ち物 母子健康手帳、タオル、ビニールのしきもの、おしゃべり

○問い合わせ・予約 四条畷

議会婦人部 交野市幼児対策室 四条畷保健所

○申込み 電話で四条畷保健所(☎78-1021)

○主催 交野市民生委員協議会婦人部 交野市幼児対策室 四条畷保健所

市営葬儀



保健所だより

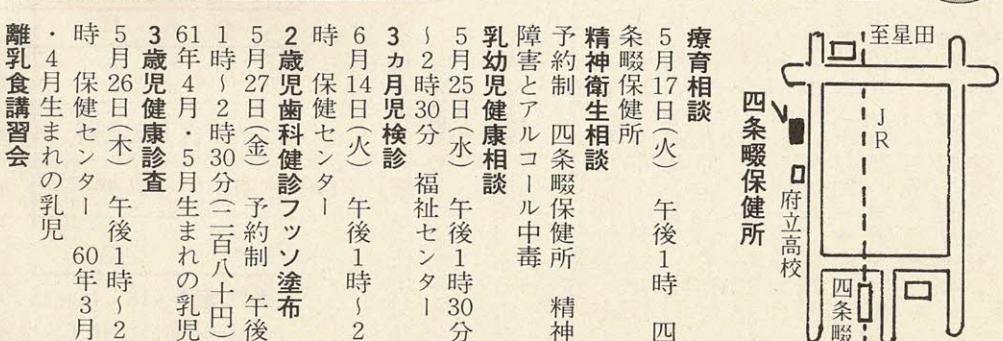
乳幼児の健診・相談・教室
参加には、母子健康手帳を持
つてください。

保健所(〒575四条畷市江

瀬美町一ノ一六 ☎78-10

21 乳幼児の健診・相談・教室
保健所(〒575四条畷市江

瀬美町一ノ一六 ☎78-10



市営葬儀の料金表

様式	全部使用	一部使用
仏式 B	35,000円	23,000円
仏式 A	70,000円	58,000円
仏式以外	40,000円	28,000円

※上の料金は火葬料金を含みません。

(写真・お供物についても同様です。)

※一部使用とは、靈柩車を使用しない場合です。

※市の祭壇について、規格に基づく以外の追加(水車・家紋等)を希望される場合は取り消しとなります。

告別式の時刻

○飯盛靈園使用の場合の告別式

- ① 9:30~10:30
- ② 11:00~12:00
- ③ 12:30~13:30
- ④ 14:00~15:00
- ⑤ 15:30~16:30

※①~③まで 当日骨あげ可能

市では生活改善の一環として市営葬儀を受け付けています。交野市民の方あるいは交野市内で葬儀をされる場合は、どなたでも利用できます。市営葬儀を使用される場合は、次の要領で申し込んでください。まず死亡届けを出してください。

○死亡届けは、必ず届け出人が記入して、市民課か星田理室に提出してください。○死亡届け出書は、死亡された人の本籍が交野にある場合は一通、交野以外に本籍がある人はできるだけ二通持つてください。

なお、申し込まれる前に、葬儀日時・場所(自宅・集会所など)・喪主(死亡者との続柄)・電話番号・宗派を決めてください。

ただし、葬儀の日時は希望通りの時間が取れない場合がありますので、二、三通り決めておいてください。

母親育児教室 予約制 福祉センター

福社

昭和63年度所得制限表（昭和62年中の所得額）

扶養人人数	児童手当	特例給付
0人	134万4千円	334万5千円
1	164万4千円	364万5千円
2	194万4千円	394万5千円
3	224万4千円	424万5千円
4	254万4千円	454万5千円
5	284万4千円	484万5千円

市では、二人以上の児童を育てている人に、児童手当を支給しています。

- 対象 本市に住民登録または外国人登録をし、十八歳未満の児童が二人以上いる世帯で、第二子以降の児童が義務教育就学前の児童であること
- 支給手当 △児童一人の世帯 月額二千
- △児童三人以上の世帯 三人目以降一人につき月額五千円
- 申し込み 印鑑、年金加入証明書（国民年金加入者は年金手帳）、養育者名義の預金口座（郵便預金の口座は除く）
- △市町村長発行の所得証明書
- △本市に転入の人は、昭和六十三年一月一日現在の住所地の市町村長発行の所得証明書

児童一人以上を育てている人に

児童手当を支給

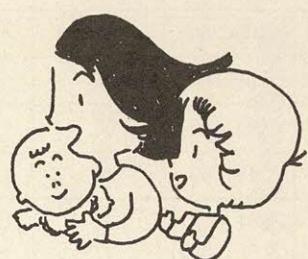
（児童手当用）一通を持つて福祉事務所、養育者が公務員の場合は勤務先

ただし、所得制限（左表）がありますが、六十二年度（六十一年中の所得額）の所得制限に抵触した人でも、六十二年中の所得額が左表に該当する人は申請してください。

○問い合わせ 福祉事務所

児童特別児童 扶養手当

対象者は申請が必要



児童扶養手当

市では、児童扶養手当（母子家庭等の児童）と特別児童扶養手当（障害児の家庭の児童）を支給します。

対象となる人は、申請の手続きが必要です。

○問い合わせ 福祉事務所

十八歳未満の児童もしくは二十歳未満で障害のある児童

市では、児童扶養手当（母子家庭等の児童）と特別児童扶養手当（障害児の家庭の児童）を支給します。対象となる人は、申請の手続きが必要です。

母親または養育者の住所が日本にない人や、国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金、恩給などの公的年金の給付を受けけることは、毎年八月に現況届けを提出してください。

また、届けを提出してください。届けを提出してください。また住所や支払い先を変更した場合も届けが必要です。

○問い合わせ 福祉事務所

現況届けが必要な場合

特別児童扶養手当

二十歳未満で精神もしくは身体に中程度以上の障害がある、日常生活において、つねに介護を必要とする児童を育てている父母、または父母に代わってその児童を養育（同

（備考）請求するとき、身体障害者手帳（一・二・三各級、ただし内部障害は除く）もしくは療育手帳（A・B）を持つている人は、診断書を省略できる場合があります。

犯罪捜査にご協力を!!
WANTED

事件報件 被犯犯被犯

署報出力を

阪府警察

大方枚

45-1234

●グリコ・森永事件の情報	06	1234
ボイスサービス「女性の声」「子供の声」	06	946・1881
暴力に関することならなんでも……	06	941・1166
●外国・外国人に関する犯罪の相談・情報	06	1386
（電話番号）	06	941・1166



昭和63年度社協会費納入実績額

地区名	金額	正会員	賛助会員
青山	87,500円	35人	206人
天野が原町	261,820	54	917
幾野	237,910	46	903
梅が枝	93,185	13	418
駅前住宅	84,000	0	420
私市	245,200	74	851
私市山手	134,210	35	451
私部	357,990	60	1,409
行殿	36,000	3	172
倉治	549,250	253	1,263
郡津	204,760	29	832
柴野	31,100	2	155
寺	54,600	8	230
南星台	125,300	35	418
浜の池	19,100	11	32
藤が尾	73,903	9	312
傍示	5,500	5	0
星田	372,700	11	1,795
星田山手	128,300	25	516
松塚	144,140	54	370
妙見坂	205,859	35	954
妙見東	105,230	39	262
向井田	100,100	20	400
森	124,400	56	305
交野市工業会	19,000	10	0
計	3,801,057 (3,901,559)	922 (979)	13,591 (13,377)

()内数字は62年度実績

十字にわかつて展開し、赤十字思
想の普及に努めるとともに、事業
資金の募集をしています。
みなさんの温かい善意を赤十字に
お寄せください。

昭和63年度の固定資産税
と都市計画税・軽自動車税
を、右表の日程で出張徴収いた
します。市役所や金融機関でも納
税できます。

5月・6月は
赤十字運動の月
みなさんの善意を

出張徴収
固定資産税・都市計画税・軽自動車税
63年度

○とき・ところ	△5月30日(月)
△5月31日(火)	藤が尾会館 福祉センタ
△6月8日(水)	ニチイ交野
午後1時～4時	いずれも午前10時～正午、
店	

献血できる人

▽前回の採血から一ヶ月を過ぎ
ている人
▽満十六歳以上、六十五歳未
満の人
▽体重は、男子四十五キログラ
ム、女子四十キログラムをこえ
ている人

採血された血液について血
液型、コレステロール、GPT、
アルカリフオースファター
T、アルカリンパク、アルブミン、
ゼ、総タンパク、アルブミン、
グロブリン比、尿素濃度、
HB抗原、梅毒などの検査結果
が約十日後にすべて本人に
通知されます。

昭和63年度の交野市社会
福祉協議会会員募集に、正
会員九百二十二人、賛助会員
一万三千五百九十一人の加入
があり、会員納入金額は、三
百八十万一千五十七円の実績
をあげることができました。

この会費は、社会福祉協議
会の財源として、交野の福祉
を充実し、推進するために使
われています。

納入実績は左表のとおりで
す。

健康診断

にもなる

献血

社会福祉協議会
の財源に

3,801,057円
の実績

善意銀行

交野市社会福祉協議会の善
意銀行に、次のみなさんから
預託していただきました。

- 森の一市民から六千円
- 私部の一市民から三千円
- 本市の一市民から二千円
- お助け会から二千円

寄付

社会福祉事業基金に、次
の皆さんから寄付していただ
きました。

- 私市六丁目の小山田美智子
さんから二十万円
- 大阪市北区浮田一丁目の北
河内文化と福祉を考える会か
ら十万円

出張徴収日日程表(固定資産・都市計画・軽自動車各税)

とき	ところ
5月23日(月)	午前9:30～11:30 郡津公民館
	午後1:30～3:30 交野会館
5月24日(火)	午前9:30～11:30 倉治公民館
	午後1:30～3:30 南星台集会所
5月25日(水)	午前9:30～11:30 森区民ホール
	午後1:30～3:30 寺集会所
5月26日(木)	午後1:30～3:30 さくら丘会館
5月27日(金)	午前9:30～11:30 私市会館
	午後1:30～3:30 私市山手自治会館
5月30日(月)	午前9:30～11:30 星田会館
	午後1:30～3:30 星田山手集会所



第10回市長杯卓球大会

個人戦トーナメント一
般 参加者募集

○と き 6月12日(日)
午前9時受付、9時30分開始

○と こ ろ 体育文化センター
市内在住勤の一

○申し込み 6月4日(土)午後5時までに体育文化センタ

○内 容 個人戦トーナメン
ト(必ずゼッケン着用)

○参加費 一般六百円 連盟
会員三百円 ジュニア二百円

市民スポーツ
レクリエーションセンター

利用申し込みは
6カ月前から



ジヤズ体操教室生募集

○と き 6月1日～7月20日 毎週水曜日 午後6時30分～8時(八回コース)
○定 員 五十人(先着順)
○対 象 体育文化センター
○参加費 二千円

○講 師 長谷川和子さん
○服装・持ち物 体操のできる服装と上靴
○申し込み 5月20日(金)から30日(月)までに参加費を添えて体育文化センター

市民スポーツレクリエーションセンターでは、オープン以来広く市民のみなさんに利用していただいております。従来市民等の利用申し込みは利用日の三ヵ月前となつていましたが、次とのおり変更します。
○交野市民等の人 利用日の六ヵ月前から
○交野市民等以外の人 利用日の三ヵ月前から
○申し込み・問い合わせ 体 育文化センター

憲法週間記念映画会 『空から見た焦土大阪』 『青空へキック』を上映

5月18日(水)・20日(金)

日本国憲法は、平和主義と人権主義の憲法と言われています。今年40周年を迎えた世界人権宣言が「人権の無視、及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらした」と述べているように、ともに第2次世界大戦への悲痛な反省の結果生れたものです。

この「平和と人権」について、映画を見ながら今一度考えましょう。(入場無料)

○1回目 5月18日(水)14:00～16:00

星田市民センター

○2回目 5月20日(金)14:00～16:00

体育文化センター

○『空から見た焦土大阪』

大阪は、昭和19年12月19日から20年8月14日まで、B29爆撃機100機規模以上の空襲8回を含めて、50回を超える焼夷弾、爆弾、機銃掃射を受け、被災者約122万5千人、死者約1万5千人、重軽傷者約3万1千人、家屋の損害額約34万4千戸の被害をうけました。

それを体験した者にとって悪夢のような、現在からは想像もつかないような大阪の姿が写しだされます。(大阪府平和祈念戦争資料室蔵)

○『青空へキック』

すべての子供たちが健やかに育ってほしいとだれもが願っています。しかし、その思いがあるにもかかわらず、誤った考えが、知らず知らずのうちに子供に影響していることに大人は気づいていないことが多いのです。

このドラマは、子供たちがどのようにして差別意識を植えつけられていくかを示すとともに、子供が健全に育つためには、学校・家庭・地域の協力がいかに大切であるかに気づき始めた母親の姿を描いています。

○問い合わせ 人権教育指導室

大阪府河北同和問題研究協議会

30周年記念講演会

「人間について」水上勉さん

○と き 5月27日(金)

13:00～14:30

○と こ ろ 寝屋川市立総合センター
寝屋川市池田西町28-22

☎38-0166

○テー マ 「人間について」

○講 演 者 水上 勉さん(作家)

○定 員 500人(先着順)

○入 場 料 無料

○交通機関 京阪寝屋川市駅からバスで約6分(太閤公園行き池田府営住宅前下車または守口市駅行き市立総合センター前下車)

○問い合わせ 同和対策室

(注)駐車場がありませんので、バス等を利用してください。

○問い合わせ 体育文化センター

市利用施設の一般開放中止

会 場	と き	理 由
青 年 の 家	6月19日(日)	空手道連盟大会
	8月6日(土)・7日(日)	交野まつり
武 道 館	8月6日(土)・7日(日)	交野まつり
	6月19日(日)	市民ソフトボール大会
倉治グラウンド	8月6日(土)・7日(日)	交野まつり
	8月21日	中学生ソフトボール大会
私部グラウンド	7月17日(日)	子供会ソフトボール大会
	8月5日(金)～8日(月)	交野まつり
私部多目的 グラウンド	8月21日(日)	中学生ソフトボール大会
	8月26日(金)19:00～21:00	大阪府知事杯争奪
私部テニスコート 倉治テニスコート	8月27日(土)～30日(火) 9:00～17:00	北河内少年硬式野球大会
	8月5日(金)～8日(月)	交野まつり
私部テニスコート 倉治テニスコート	8月6日(土)・7日(日)	交野まつり

交野の石塔と供養の碑

奈良大学文化財学科教授

水野正好

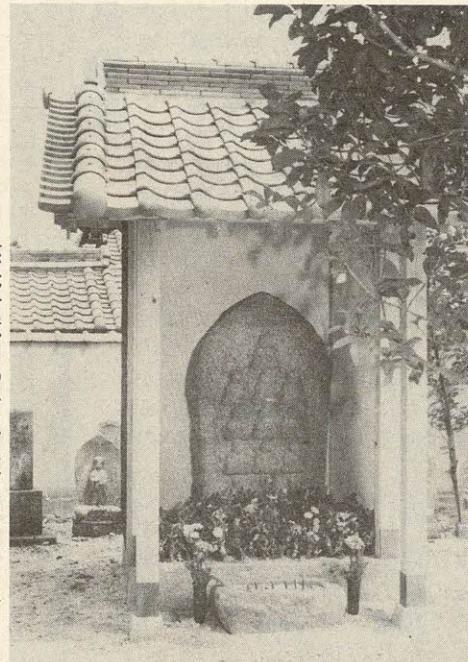
墓石が語る歴史

墓地へ行くと墓石が林立している。墓石で一杯の墓地は何時から生まれてきたのであらうか。こうした素朴な質問に答えられる学者は少ない。あまりにも身近な墓地だけに研究する人がほとんどない。居られた先生は、京都府の南端加茂町木津にある「木津惣墓」に春夏秋冬、休日ごとに行き墓地の墓石を一基づつ丁寧に測りカードを作ると、いつた作業を三年にわたって続けられた。カードがたまる程に墓石の変遷がはつきりしてきたのである。墓石は最近では断面正方形の角柱が台座の上に立つ形、○○家累代之墓と刻むものが多いが、以前はやや扁平な石柱に死者の戒名を刻む例であり、それ以前になると舟形の石材に戒名を彫るものとなり、さらに遡(さかのぼ)ると舟形の石材に五輪塔を浮き彫りし戒名を刻む墓となる。いま一つ古くなる

墓地を調査している。眞面目で気が弱くて卒業論文のテーマが決まらない学生には「墓地を調べたら」と勧めているのでいい資料ができる。奈良市や生駒市内の墓地も木

鎌倉時代 庶民も火葬

と舟形の石材に輪郭を彫り戒名を容れるものがある。こうした舟形の墓石の成立は、一五五〇年ごろに初まり一六八〇年ごろがピーク、最後は一七五〇年ごろということがわかってきた。こうした墓石よりも古い墓石は一石五輪塔と呼ばれるもの、さらに古いものは各地に見られる組み合わせ式の五輪塔であるといった事実もわかつてき。江戸時代以前には街の至る所で見られる五輪塔の世界があつたと言えるのである。坪井先生はこのように墓地の変遷を見事に描き出されている。四千基を越す墓石が先生の調査で歴史を語るようになったのである。



▶慈光寺境内の十三仏(星田3丁目)

津惣墓と同じ変遷をたどつている。最近では開発で壊される墓地も多く発掘調査が実施されている。静岡県の一の谷墓地では五輪塔をすえた墓に先立つて敷石した墓が膨大な数発見されている。さらに古い墓として「塚」がずらりと尾根の上に造られている。なかなか立派な盛り土を持つた墳墓である。こうした墳墓は土葬と火葬の両方が見られる。した墓に葬られる人は極めて絵巻物などを見ていると墓地の様子が良くわかる。石塔が立てられていたり塚が築かれたりするが、実はこうした墓に葬られる人は極めてすぐれた村の指導者層の人々であり、村の貧しい人や家族たちも棺のまま、あるいは菰(こも)に包まれたまま墓地に置き去りにされている。凄惨(せいさん)な光景が見事である。しかし火葬が庶民に採用されるのは鎌倉時代、それ

死者はその靈が彼岸に赴くとされ、彼岸を西方極楽に求め淨土に往生したいと願つたものである。京都の淨瑠璃寺は池を挟んで極樂を現わし九体の阿弥陀を配置した本堂がある。往生を願う人々が参つた寺である。奈良市には元興寺極樂坊がある。ともに極樂の淨瑠璃世界を表現した寺である。多くの人々の信仰を集めた。五輪塔や墓石を立てはじめた人々は、一方では木で小さな五輪塔を作り、裏に小さな穴を彫り小指の骨などを籠め戒名を記した供養塔——五輪塔を寺に納めている。交野の傍示にある八葉蓮華寺もそうした寺の一つであろう。星田の墓地には古くから今日に至る墓石が見られる。十三の仏を刻み込んだ供養碑もある。初七日から三十三年までの十三回忌を果たした孝子が親の極樂往生を願つて造立したものである。子を想う親、親を想う子の様がくみ取れる大事な供養碑である。辻々の地蔵石仏は早世した子供が地獄に行くことなく極樂へと願う親の心根を語るものである。心と心の通いが石塔や供養碑を彩つているのである。こうした心を引き継ぐことこそ大事なことである。

市の人口

	4月末現在	月の動き
人 口	66,148人	出生 50人
男	32,925人	死 21人
女	33,223人	入 753人
世帯数	19,800	出 転 415人

4月の火災と救急

	火災出動	救急出動
4月	1件	91件
63年累計	11件	382件
62年同期	26件	344件

4月の交通事故

	発 生	死 亡	けが
4月	28件	0人	39人
63年累計	81件	1人	98人
62年同期	74件	0人	79人

みんなの

ひろば

ば

— 原稿募集 —

『ひろば』は市民
みなさんのがページ
です。心あたたま
る話や地域の話題
・写真・イラストな
どをお寄せください。

投稿は400字以
内にまとめ、住所・
氏名・電話番号を
書いてください。
記念品を進呈し
ます。

○締め切り
毎月15日

○送り先

交野市役所
広聴広報課
(〒576 交野市
私部1丁目1
-1)

会員募集

フルート・クラリネット教室

毎週土曜日、午後5時～6時、音楽室で。原則として一ヵ年ですが継続、またはギター・マンドリンオーナメントへの参加可能。入会金は二千円。会費は一ヶ月二千円。申し込み連絡は戸田さん(☎92-0423)。

婦人学級

交野市地区婦人団体連絡協議会では、六十三年度婦人学級(下表)の教室生を募集中。

参加費は、一ヵ年▼協議会会員五千円▼その他七千円。材料費・教材費は含みません。申込込み人數が少ない教室は開校しない場合もあります。申込込み連絡は、5月21日(土)までに、大矢さん(☎91-1149)、葛谷さん(☎92-0829)。

和装技術研究会

きもの着付け教室

コールディレクション

交野シルバーズ

大会結果
敬称略

毎月第一・第二・第三の火曜日、午前の部 午前9時30分～正午、体

分) 正午 ▼夜の部 午後7時～9時、いずれも武道館で。

対象は高校生以上の女性。内容は、きもの着付けの初步から希望により講師資格取得まで、器具は不要。講師は、着

容は、きもの着付けの初步から希望により講師資格取得まで、器具は不要。講師は、着

容は、きもの着付けの初步から希望により講師資格取得まで、器具は不要。講師は、着

容は、きもの着付けの初步から希望により講師資格取得まで、器具は不要。講師は、着

容は、きもの着付けの初步から希望により講師資格取得まで、器具は不要。講師は、着

容は、きもの着付けの初步から希望により講師資格取得まで、器具は不要。講師は、着

物着付けコンサルタント 山下千鶴さん。定員は各部二十人。入会金は千円。会費は一ヵ月二千円。申し込み連絡は、当日直接会場か瀬川さん(☎91-7972)・山下さん(☎91-1768)。

物着付けコンサルタント 山下千鶴さん。定員は各部二十人。入会金は千円。会費は一ヵ月二千円。申し込み連絡は、当日直接会場か安富さん(☎93-1380)。

日本空手協会 交野支部

日本ボーカルカウト

交野第3団

▼毎週火・木曜日、午後6時30分～9時、交野小学校の体育馆で。

▼毎週土曜日、午後6時30分～9時、毎週日曜日・午後1時～4時30分、武道館で。

▼毎週日曜日、交野山近くの中路山野営場を中心活動。

対象は、小学三年生から中学生まで。内容は、ボランティア活動や楽しいゲーム・キャンプなど。定員は各学年2人。入会金は一万円。入会料費・教材費は含みません。申込込み人數が少ない教室は開校しない場合もあります。申込込み連絡は、5月21日(土)までに、大矢さん(☎91-1149)、葛谷さん(☎92-0829)。

対象は、小・中・高校生と一般。練習の内容は、基本・移動基本・形・組手を中心に。指導者は、社団法人日本空手協会公認交野支部長 中島三吉さん。定員は六十人。入会金は三千円。会費は一ヵ月三千円。申し込みは、当日各会場へ直接連絡は中島さん(☎92-7763)。

対象は、小学三年生から中学生まで。内容は、ボランティア活動や楽しいゲーム・キャンプなど。定員は各学年2人。入会金は一万円。入会料費・教材費は含みません。申込込み人數が少ない教室は開校しない場合もあります。申込込み連絡は、5月21日(土)までに、大矢さん(☎91-1149)、葛谷さん(☎92-0829)。

対象は、小学三年生から中学生まで。内容は、ボランティア活動や楽しいゲーム・キャンプなど。定員は各学年2人。入会金は一万円。入会料費・教材費は含みません。申込込み人數が少ない教室は開校しない場合もあります。申込込み連絡は、5月21日(土)までに、大矢さん(☎91-1149)、葛谷さん(☎92-0829)。

対象は、小学三年生から中学生まで。内容は、ボランティア活動や楽しいゲーム・キャンプなど。定員は各学年2人。入会金は一万円。入会料費・教材費は含みません。申込込み人數が少ない教室は開校しない場合もあります。申込込み連絡は、5月21日(土)までに、大矢さん(☎91-1149)、葛谷さん(☎92-0829)。

対象は、小学三年生から中学生まで。内容は、ボランティア活動や楽しいゲーム・キャンプなど。定員は各学年2人。入会金は一万円。入会料費・教材費は含みません。申込込み人數が少ない教室は開校しない場合もあります。申込込み連絡は、5月21日(土)までに、大矢さん(☎91-1149)、葛谷さん(☎92-0829)。

対象は、小学三年生から中学生まで。内容は、ボランティア活動や楽しいゲーム・キャンプなど。定員は各学年2人。入会金は一万円。入会料費・教材費は含みません。申込込み人數が少ない教室は開校しない場合もあります。申込込み連絡は、5月21日(土)までに、大矢さん(☎91-1149)、葛谷さん(☎92-0829)。

63年度婦人学級教室表

教室	とき	ところ	講師(敬称略)
書道(1)	第2水曜日 10:00～12:00	体育文化センター	田口 鶴山
書道(2)	第3水曜日 10:00～12:00	星田市民センター	
手芸(1)	第1火曜日 10:00～12:00	星田市民センター	下村 恭子
手芸(2)	第2火曜日 10:00～12:00	体育文化センター	
民踊	第1水曜日 9:30～12:00	体育文化センター	野入 典子
リズム体操	第1 金曜日 10:00～12:00 第3	体育文化センター	竹平富美子
料理	第1水曜日 9:30～12:00	福祉センター	堀川 薫
墨絵	第4土曜日 13:00～15:00	福祉センター	平田 静夫
スペイン舞踊	第1 木曜日 13:30～14:30 第3	福祉センター	中村 好子

人が参加

△男子一般の部 △優勝 内

田博也(星田八丁目)・吉村友

宏(星田九丁目)組

長崎左近(妙見坂三丁目)・白

井貢(私市六丁目)組

△女子一般の部 △優勝 赤

▼準優勝 長崎迪子(妙見坂

三丁目)・武智加枝子(青山三

原田志世美(私市四丁目)組

△壮年混合の部 △優勝 松

井登代子(星田山手三丁目)・

▼準優勝 長崎迪子(妙見坂

五丁目)組

中忠昭(天野が原町二丁目)

佐藤隼二(松塚四丁目)組

△男子一般の部 △優勝 田

中忠昭(天野が原町二丁目)

佐藤隼二(松塚四丁目)組

五丁目)・北川圭郎(東倉治四

優勝 萩原浩明(天野が原町

五丁目)・北川圭郎(東倉治四

優勝 北川圭子(東倉治四丁目)

小串直子(東倉治四丁目)組

△女子一般の部 △優勝 中

五丁目)・北川圭子(東倉治四

優勝 北川圭子(東倉治四丁目)

小串直子(東倉治四丁目)組

△女子一般の部 △優勝 中

五丁目)・北川圭子(東倉治四

優勝 北川圭子(東倉治四丁目)

五丁目)・北川圭子(東倉治四

優勝 北川圭子(東倉治四丁目)

小串直子(東倉治四丁目)組

△女子一般の部 △優勝 中

五丁目)・北川圭子(東倉治四

優勝 北川圭子(東倉治四丁目)

五丁目)・北川圭子(東倉治四

優勝 北川圭子(東倉治四丁目)

小串直子(東倉治四丁目)組

△女子一般の部 △優勝 中

五丁目)・北川圭子(東倉治四

優勝 北川圭子(東倉治四丁目)

